

吳市教育委員會議題  
(令和5年5月26日定例会)

吳市教育委員会



令和5年5月26日

## 呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第11号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 4 報告第12号 専決処分について
- 5 教議第23号 令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 6 報告第13号 令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の採択手続について
- 7 報告第14号 令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項
- 8 報告第15号 令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について
- 9 教議第24号 令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 10 報告第16号 令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 11 教議第25号 令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について
- 12 報告第17号 令和5年度学校別児童・生徒数等について
- 13 報告第18号 広島県に対する提案事項について
- 14 教議第26号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について



## 報告第11号

### 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

#### 1 概要

令和5年度（4月1日～5月8日）

発生した学校	臨時休業を実施した学校	陽性となった学校関係者
小 17校	小 0校	児童 25名
中 9校	中 0校	生徒 12名
高 1校	高 0校	教職員 1名
延べ 27校	延べ 0校	計 38名

#### 2 学校の対応について

令和5年5月8日以降、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）文部科学省」に基づき、対応

##### 【主な対応について】

健康観察等	・毎日の検温や提出は不要
マスクの取扱い	・マスクの着用を求めることが基本 ・着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導
給食等の食事をとる場面	・黙食は不要
出席停止	・児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止 ・出席停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状軽快後1日」 (学校保健安全法施行規則) ※発症後10日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能
臨時休業	これまでと大きな変更はなし



## 報告第12号

### 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、令和5年4月25日次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 賠償の理由

学校施設の管理瑕疵による車両損傷

#### 2 賠償金額

44,230円（全国市長会学校災害賠償補償保険適用）

#### 3 賠償の相手方

呉市在住の個人

#### 4 損害の状況

令和5年2月21日午後4時25分頃、呉市立呉中央中学校（呉市西中央4丁目10番52号）敷地内において、同校の野球部に所属する生徒が部活動中に別の野球部員に対してボールを送球したところ、当該ボールが相手からそれ、学校外周の石垣上部に当たり、防球フェンスを越え、広島県道31号呉平谷線を呉方面から焼山方面に向かって走行していた相手方の妻が運転する普通乗用車の右側面に衝突し、これに損傷を与えたものである。



令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和5年5月 日  
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にのっとり、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを探択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 小学校用教科用図書について

- (ア) 基礎・基本の定着
- (イ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (ウ) 内容の構成・配列・分量
- (エ) 内容の表現・表記
- (オ) 言語活動の充実

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与するがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

- (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

## 2 方法、組織及び手続

呉市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

### (1) 小学校用教科用図書について

ア 小学校用教科用図書の採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 呉市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

#### (ア) 選定委員会においては

- a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究する観点等を示す。
- b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聞くものとする。
- c 今年度採択する教科用図書について全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

#### (イ) 調査・研究委員においては

- a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。
- b 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長及び教員等とする。
- c 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

### (2) 中学校用教科用図書について

ア 令和5年度においては、原則、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

### (3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の  
採択手続について

学校教育課

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 ～ 8月	○「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の採択手続について」及び「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員、調査・研究委員の指名 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員の部会（原則3回実施） ○教育長へ総合所見の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

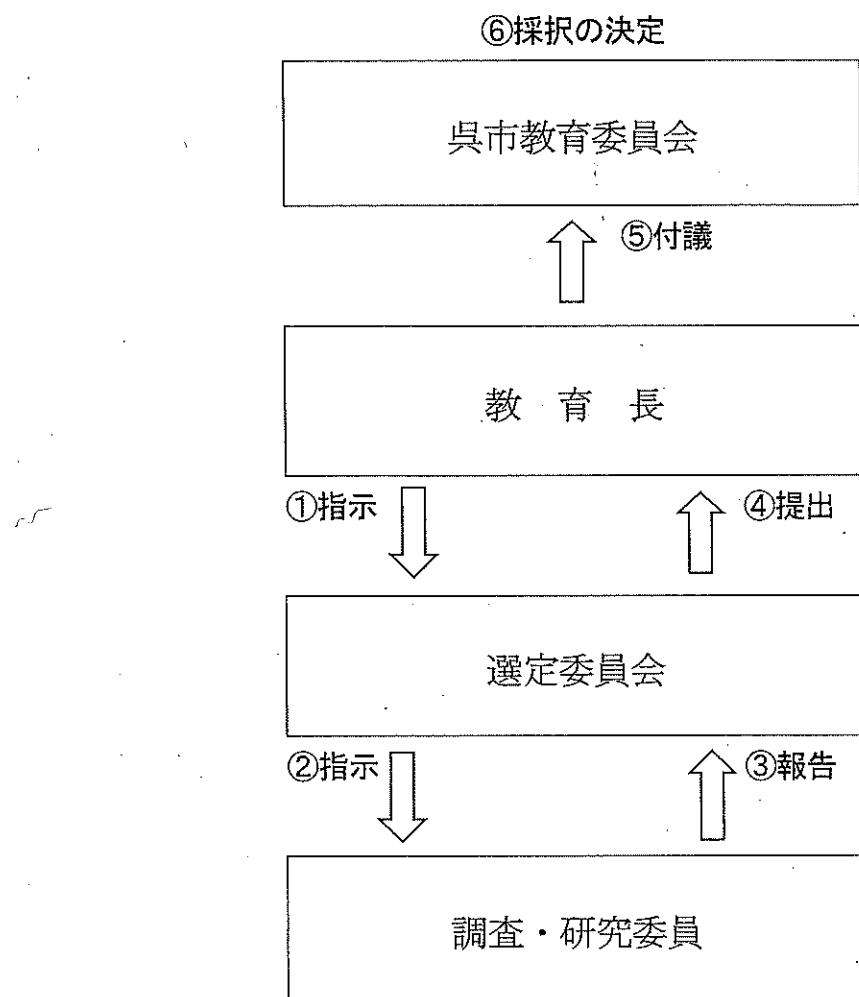
期間 令和5年6月16日（金）～令和5年6月30日（金）

日時 平日 9時30分～19時（休館日19日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

## 教科用図書採択の手順【小学校・義務教育学校（前期課程）】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」、「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」、「令和6年度使用教科用図書(小学校・義務教育学校（前期課程）)採択のための調査・研究要項」及び日程を示し、総合所見の作成を指示する。
- ② 「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、調査・研究の観点を示し、教科用図書の調査・研究を指示する。
- ③ 観点に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、報告する。
- ④ 報告を基に、今年度採択する教科用図書について総合所見を作成し、提出する。
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 総合所見を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

## 令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

### 1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとする。

### 2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

#### （1）構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

（ア）呉市小学校長会長1名

（イ）呉市立小学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長  
（以下「部会代表校長」という。）11名

イ 選定委員会は、原則として会議を2回開催する。

ウ 選定委員会は、保護者代表及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聞くものとする。保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員に依頼する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会の会議を傍聴することができる。

#### （2）任務

ア 選定委員会は、次の手順により、調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員（以下「調査・研究委員」という。）に指示する。

（ア）部会代表校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

（イ）選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

（ウ）選定委員会は、調査・研究委員に観点等を示す。

（エ）選定委員会は、観点等を決定する際、保護者代表及び学識経験者の意見を取り入れよう、努めるものとする。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員の調査・研究報告書を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

（ア）部会代表校長は、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書

について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(イ) 選定委員会は、総合所見を作成する際、保護者代表及び学識経験者の意見を取り入れるよう、努めるものとする。

### 3 調査・研究委員の部会

#### (1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、呉市小学校長会長の推薦を基に、教科用図書の発行種目ごとに校長及び教員等のうち7名以内を教育長が指名するものとし、発行種目ごとに部会を組織する。

イ 調査・研究委員の部会には、互選により代表者1名を置く。その際、代表者は、原則として校長又は教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員の部会は、原則として会議を3回開催する。

#### (2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

### 4 調査・研究報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

学校安全課

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和6年度呉市立義務教育諸学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 6月 8月	○「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長へ選定理由書の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

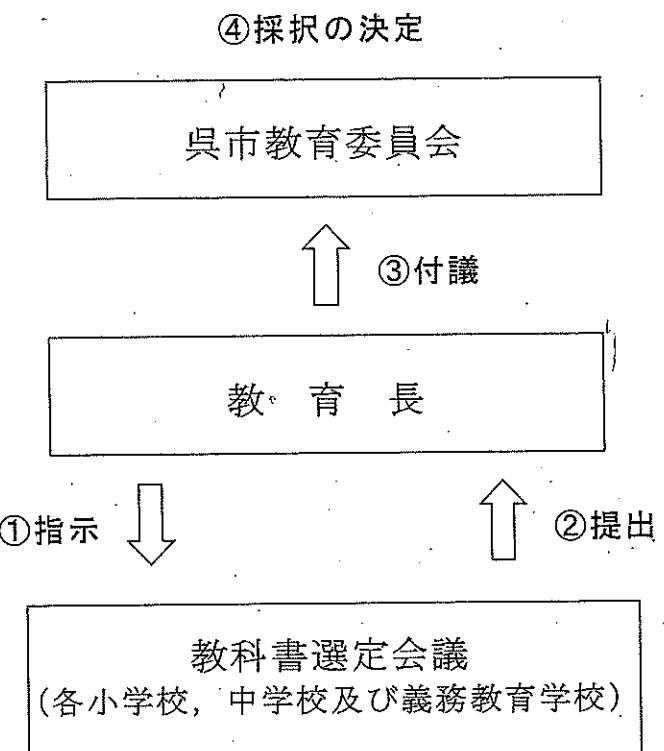
期間 令和5年6月16日（金）～令和5年6月30日（金）

日時 平日 9時30分～19時（休館日19日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

## 教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小学校、中学校及び義務教育学校（以下「各学校」という。）に「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し、教科用図書の選定について指示する。
- ② 各学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに、選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ④ 各学校が選定した教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基  
本方針について

令和5年5月 日  
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にのっとり、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

（ア）教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

（イ）教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

（ウ）その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

- (1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。
- (2) 学校の実態や教育目標等を十分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。
- (3) 保護者の経済的負担について配慮する。

3 その他

採択の手順その他に關し必要な事項は、教育長が別に定める。



令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和6年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 ～ 8月	○「令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究 ○教育長へ選定理由書の提出 ○教育委員会会議（採択）

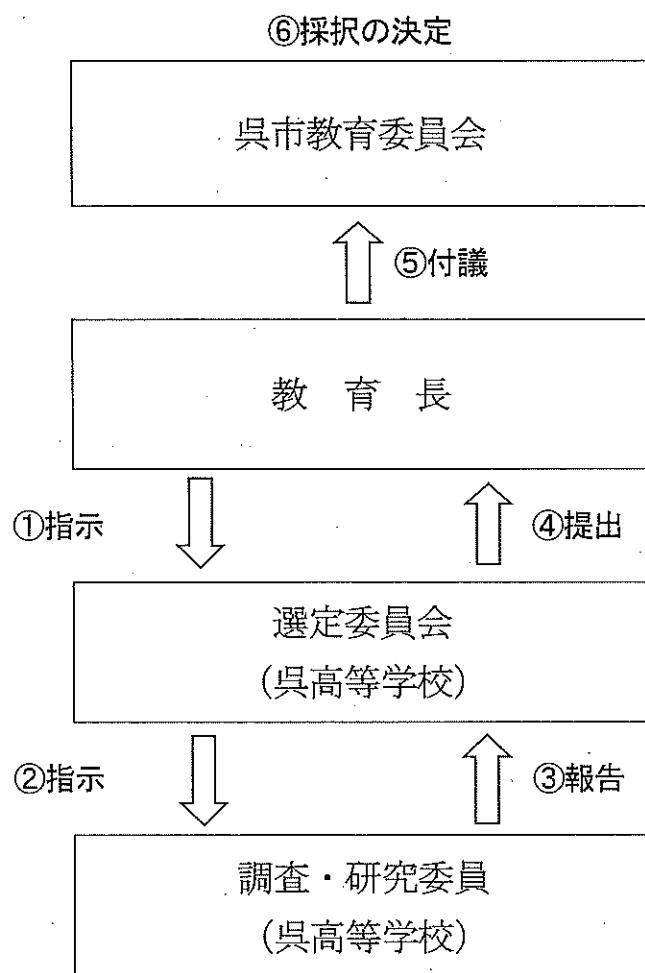
※ 教科用図書の法定展示

期間 令和5年6月16日（金）～令和5年6月30日（金）

日時 平日 9時30分～19時（休館日19日（月）を除く。）  
土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

## 教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」、  
「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」及び日程を示し、教科用図書の選定について指示する。
- ② 「令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、調査・研究の観点を示し、教科用図書の調査・研究を指示する。
- ③ 観点に基づき、教科用図書について調査・研究を行い、報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書を選定し、選定理由書を提出する。
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 選定理由書を基に教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

## 呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、呉市立呉高等学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書について、呉市教育委員会が定める教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、適正かつ公正な採択手続を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 校長は、前条の目的を達成するため、学校に選定委員会を置く。

2 教科用図書に係る専門の事項を調査・研究させるため、調査・研究委員を置く。

### (選定の指示)

第3条 教育長は、選定委員会に、採択基本方針及び採択日程を示し、教科用図書の選定を指示する。

### (選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、発行種目ごとに教科用図書を選定し、選定理由書を教育長に提出する。

2 選定委員会は、前項の事務を行うため、採択基本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究するに当たっての観点を示す。

### (選定委員)

第5条 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、校長、教頭及び事務長で構成する。

2 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

3 選定委員会において、校長は、事務を総理し、その代表となる。

4 選定委員会において、教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、校長が招集し、校長がその議長となる。

2 会議は、選定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聞くものとする。

### (調査・研究委員)

第8条 調査・研究委員は、第4条第2項に規定する観点に基づき、教科用図書について専門的な視野から十分かつ綿密に調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

2 調査・研究委員は、教員のうちから、校長が指名する。ただし、選定委員及び採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

### (雑則)

第9条 選定委員会は、第4条に規定する所掌事務を行うため、教育部学校教育課と必要な連携を行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

## 令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

入学者の選抜は、次により呉市立呉高等学校（以下「呉高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

### 1 一次選抜

次により実施する。

#### (1) 選抜の方法

##### ア 一般学力検査

(ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

(ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

(エ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

(カ) 高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

##### イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

##### ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるため

に、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、広島県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、高等学校長は、2~3人の範囲内で検査官の人数を定める。

## エ 学校独自検査

(ア) 面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(イ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

## (2) 合格者の決定

### ア 特色枠による選抜

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、入学定員の50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

### イ 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6:2:2とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した場合、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した場合、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

## 2 二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

### (1) 選抜の方法

#### ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5

段階で評定する。

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

#### イ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、広島県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、高等学校長は、2~3人の範囲内で検査官の人数を定める。

#### ウ 学校独自検査

高等学校長は、吳高等学校の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

#### (2) 合格者の決定

ア 高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した場合、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

### 3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

高等学校長は、国語、数学及び外国語(英語)の一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果(学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

### 4 その他

一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評定は、令和6年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、吳高等学校において開示する。

呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表

令和6年度	令和5年度
令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針  (略)	令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針  (略)
1 一次選抜  (略)	1 一次選抜  (略)
2 二次選抜  (略)	2 二次選抜  (略)
3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜  (略)	3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜  (略)
4 その他  <u>一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評定は、令和6年度入学者選抜の受験者のうち不合格者について、呉高等学校において開示する。</u>	4 その他  <u>入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。</u>



令和5年度学校別児童・生徒数等について

[中学校] 令和5年5月1現在

番号	学校名	児童・生徒数						合計	編制学級数					
		通常学級			特別支援学級				通常学級			特別支援学級		
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	
1 仁方	49 46 55	150	1	0	1	2	152	2	2	2	2	6	2 8	
2 広南	17 22 17	56	0	1	1	2	58	1	1	1	1	3	2 5	
3 白岳	105 108 123	336	2	3	0	5	341	3	3	4	4	10	2 12	
4 広中央	160 143 146	449	3	6	3	12	461	4	4	4	4	12	2 14	
5 郷原	50 55 54	159	2	4	3	9	168	2	2	2	2	6	2 8	
6 横路	122 139 116	377	4	2	4	10	387	4	4	3	3	11	2 13	
7 阿賀	90 94 94	278	3	3	3	9	287	3	3	3	3	9	2 11	
8 蒼屋	20 12 15	47	0	1	0	1	48	1	1	1	1	3	1 4	
9 宮原	37 40 41	118	0	0	0	0	118	1	1	2	2	4	0 4	
10 和庄	71 71 96	238	8	4	2	14	252	2	2	3	3	7	3 10	
11 東烟	63 50 66	179	1	3	1	5	184	2	2	2	2	6	2 8	
12 片山	62 82 58	202	0	3	1	4	206	2	3	2	2	7	2 9	
13 吳中央	71 94 98	263	4	3	4	11	274	2	3	3	3	8	2 10	
14 両城	45 52 40	137	2	1	2	5	142	2	2	1	1	5	2 7	
15 吉浦	53 52 55	160	1	2	0	3	163	2	2	2	2	6	2 8	
16 昭和	114 109	331	4	4	1	9	340	3	3	3	3	9	2 11	
17 昭和北	153 141	485	0	6	10	16	501	5	4	4	4	13	3 16	
18 川尻	49 59 50	158	2	2	1	5	163	2	2	2	2	6	2 8	
19 音戸	56 54 49	159	4	0	1	5	164	2	2	2	2	6	2 8	
20 明徳	17 10 12	39	0	1	0	1	40	1	1	1	1	3	1 4	
21 倉橋	12 18 12	42	2	1	0	3	45	1	1	1	1	3	2 5	
22 蒲刈	6 10 11	27	2	0	0	2	29	1	1	1	1	3	2 5	
23 安浦	82 64 63	209	2	3	2	7	216	3	2	2	2	7	3 10	
24 磯浜	7 11 13	31	0	1	0	1	32	1	1	1	1	3	1 4	
合計	① 1543 1553 1534	4630	47	54	40	141	4771	52	52	52	52	156	46 202	

[義務教育学校後期]

番号	学校名	児童・生徒数						合計	編制学級数					
		通常学級			特別支援学級				通常学級			特別支援学級		
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	
天体学園	24 21 32	77	0	2	1	3	80	1	1	1	1	3	2 5	
合計 ②	24 21 32	77	0	2	1	3	80	1	1	1	1	3	2 5	
①+②	1567 1574 1566	4707	47	56	41	144	4851	53	53	53	53	159	48 207	
総合														